

下記の選択された項目に関しての取り組みを行います。

□ **虐待の防止について**(※①、②、③に関して、令和6年3月31日まで)

当該事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために、以下の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	柳沼 映子
-------------	-------

- ② 虐待の防止のための指針の整備をします。
- ③ 虐待の防止のための対策を検討する委員会(「虐待防止検討委員会」)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- ④ 研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- ⑤ サービスの提供中に、養介護施設従事者又養護者(家族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

□ **業務継続計画の策定**(経過措置期間: 令和6年3月31日まで)

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して訪問介護の提供を受けられるよう、訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画(BCP)」)を策定するとともに、BCPに従い、従業員に対して、必要な研修及び訓練(シュミレーション)を整備し、実施します。

□ **感染症の予防及びまん延の防止のための措置**(経過措置期間: 令和6年3月31日まで)

感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置について整備し、実施に努めます。

- (1) 感染対策担当者の設置をします。

感染対策担当者	柳沼 映子
---------	-------

- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備をします。
- (3) 感染対策委員会をおおむね6ヶ月に1回以上、定期的で開催します。
- (4) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練等を行います。